農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 活性化計画の記載事項の拡充等

活性 化計 画に記載する事項に、 農用地 の保全を図るための当該農用地 の管理及び農用地 の農業上の利

用を確保するため の当該農用 地 の周辺の土地 の利用に関する事業であって、 定住等及び地域間交流の促

進に資するものを加えること。

活性化計画には、 活性化事業の実施に関する次に掲げる事項を記載することができるものとすること。

当該活: 性化事業の用に供する土地 の所在、 地番、 地目及び 面積

 $(\underline{\phantom{a}})$ 当該 活 性化 .事業により施設の整備を行う場合にあっては、 当該施設 の種類及び規模その他の当該施

設の整備の内容

三 その他農林水産省令で定める事項

 $\equiv$ 活性化計画には、 活性化事業の実施 のため行う農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載する

ことができるものとすること。

兀 二の事項を記載した活性化計画は、 二の一の土地の利用目的が、 当該土地に係る農業振興地域整備計

られ、 か つ、 当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、 当該土地を当該利 用目的

に供することが適当であると認められること等の要件に該当するものでなければならないものとするこ

لح

五 活性化計画に二の事項を記載しようとする市町村は、 あらかじめ、 都道府県知事に協議し、 その同意

を得なければならないものとすること。

六 都道: 府県知事 は、 五. の規定による協 議 があった場合において、二の事項について、二の□の土地ごと

に、 当該 土 地 が 農地であ ý, カゝ つ、 農地である当該土地を農地以外のものにする場合にあっては、 農地

法第四条第六項 (第一号イに係る部分を除く。) の規定により 同条第一 項の許可をすることができない

場合に該当しないこと等の要件に該当するものであるときは、五の同意をするものとすること。

七 都道府県が作成する活性化計画 (二の事項が記載されたものに限る。) は、 四の要件のほか、 六の要

件に該当するものでなければならないものとすること。

(第五条関係)

は、 項につい 活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、 当該 活性 て協議を行うための協 化計画に記載する事 議会を組織することができるものとし、 項につい て当該協議会における協議をしなけれ 活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事 当該: 協 議会が ば ならな 組織されているとき ものとするこ

第三 所有権移転等促進計画の拡充

と。

(第五条第九項及び第六条関係)

る場合において、 第一 の三の事 項が 所有権の移転等を受ける土地の全部又は 記 載された活性化計画を作成した市町村は、 部が農用地であるときは、 所有権移転等促進計画を定めようとす 当 該 所 有 権 移転

等促進 計 画に うい て、 農林水産省令で定めるところにより、 あらかじめ、 都道 府県 知事  $\mathcal{O}$ 承 認を受けな

け

ń

ば

ならな

ĺ٦

ものとすること。

都道 府県 知事 は、 0 承認の申請があった場合において、 当該所有権移転等促進計画 の内容が一 の土

項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、 当該. 土地 が農用地であり、 かつ、 当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地 同条第二項 (第一号イに係る部分を除く。 法第五 条第 0 規定

により同 条第 項の許可をすることができない場合に該当しないこと等の要件に該当するものであると

cは、一の承認をするものとすること。

(第八条関係)

第四 農業振興地域の整備に関する法律の特例

活性化計 |画に記載された第一の二の||の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に

ついては、 農業振興地域の整備 に関する法律第十三条第二項の規定は、 適用しないものとすること。

(第十二条関係)

第五 都市計画法の特例

市街化調整区域内において活性化計画 (第一の二の事項が記載されたものに限る。 二において同じ。

に従って農林漁業振興等施設の建築の用に供する目的で行われる開 発行為 (都市 計画法第三十四条各

号に掲げる開 一発行為に該当するものを除く。)は、 同条の規定の適用については、 同条第十四号に掲げ

る開発行為とみなすものとすること。

都道府県知事又は指定都市等の長は、 市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の許可を受

けた開 発区域以外の区域内において活性化計画に従って行われる建築行為等について、 同法第四十三条

第一 項の許可の申請があった場合において、 当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許

可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するとき

は、 その許可をしなければならないものとすること。

(第十三条関係)

第六 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例

活性化計画にその実施する多面的機能 発揮促進事業が記載された農林漁業団体等は、 農業の有する多面

的機能 の発揮の促進に関する法律第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるとき

は、 当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令で定める簡略化された手続によ

ることができるものとすること。

(第十五条関係)

第七 法人化の推進

国及び地方公共団体は、 農用地の保全を図るための事業その他の定住等及び地域間交流の促進に寄与す

る事業等の効率的かつ安定的な実施に資するため、 当該事業等を実施しようとする団体(法人を除く。)

の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

(第十七条関係)

第八 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、 附則第九条の規定は、 公布の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

この法律の施行に関し、 農地法その他の関係法律の規定について所要の改正を行うものとすること。

(附則第二条から第四条まで及び第六条から第八条まで関係)

この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第五条及び第九条関係)